

新型コロナウイルス感染症に関する補助金一覧

①【すべての医療機関】

補助金	趣旨	対象施設	申請先	申請期日	申請方法	補助額（上限額）	対象経費	交付対象期間	相談窓口
1 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関の継続・再開支援に要する事業費補助金	新型コロナウイルス感染症により、休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関に対する診療の再開・継続に必要な経費等の支援	新型コロナウイルス感染症により、休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関	福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局事業第2班	令和4年7月15日まで 令和5年1月19日まで (期日以降は、個別相談のうえ対応)	郵送	1 HEPAフィルター付き空気清浄機（歯科診療所を除く。） 購入額（2台まで）×1/2 購入額上限905,000円（1台） 2 消毒に要する経費 総事業費×1/2 総事業費上限600,000円	HEPAフィルター付き空気清浄機、消毒に要する経費	令和4年4月1日～ 令和4年9月30日 令和5年3月31日	福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局事業第2班 (092-643-3344)

新型コロナウイルス感染症に関する補助金一覧

②【新型コロナウイルス感染症患者の入院受入医療機関】

補助金	趣旨	対象施設	申請先	申請期日	申請方法	補助額（上限額）	対象経費	交付対象期間	相談窓口
2 福岡県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保等を支援	県の病床確保計画に基づき確保した、新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関	福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局事業第1班	第1回申請（4・5月分） 令和4年6月21日まで 第2回申請（6・7月分） 令和4年8月19日まで 第3回申請（8・9月分） 令和4年10月19日まで 第4回目申請 未定	郵送	<p>【1日1床あたりの上限額】</p> <p>1 療床確保 ア 稼働病床 ①ICU病床 97,000（68,000）円/床/日 ②重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床 41,000（29,000）円/床/日 ③上記以外 16,000（11,000）円/床/日 ※（ ）内は、前3か月間の即応病床使用率が県平均の30%を下回る場合の単価</p> <p>イ 休止病床 ①ICU病床 97,000(68,000) 円/床/日 ②重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床 41,000（29,000）円/床/日 ③療養病床 16,000（11,000）円/床/日 ④上記以外 16,000（11,000）円/床/日</p> <p>※（ ）内は、前3か月間の即応病床使用率が県平均の30%を下回る場合の単価</p> <p>2 消毒経費 実費相当額</p> <p>3 医療従事者の宿泊施設確保等に係る経費 13,100円/泊までの実費</p> <p>【補助上限額】 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの即応病床使用率が50%を下回る医療機関について、当該医療機関に対する令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間の病床確保料の補助上限額を、以下のとおりとする</p> <p>① 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの診療収益（以下「令和四年診療収益」という。）が、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの診療収益（以下「令和元年診療収益」という。）に1.1を乗じて得た額以下の医療機関</p> <p>「令和元年診療収益に1.1を乗じて得た額から令和四年診療収益を減じて得た額（注）」から「令和4年4月1日から令和4年9月30日までの病床確保料（以下「令和四年度前半病床確保料」という。）」を減じて得た額とする。 （注）当該額が令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額を下回る場合は、令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額</p> <p>② 令和四年診療収益が、令和元年診療収益に1.1を乗じて得た額を上回り、かつ、令和元年診療収益に1.2を乗じて得た額に満たない医療機関</p> <p>「令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額（注）」から令和四年度前半病床確保料を減じて得た額 （注）「令和元年診療収益に1.2を乗じて得た額」から「令和四年診療収益」を減じて得た額が、「令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額」に満たない場合は、当該減じて得た額とする。</p> <p>③ 令和四年診療収益が、令和元年診療収益に1.2を乗じて得た額以上の医療機関</p> <p>令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間、病床確保料は支給対象外とする。</p> <p>④ ③にかかわらず、医療機関の令和四年会計年度（令和4年6月30日から令和5年6月29日までの間に終了する会計年度に係る決算）の医療費用（他の補助金等の支給対象経費であり、実際に補助がなされた額は、当該医療費用から減ずるものとする。以下同じ。）（以下「令和四年医療費用」という。）が、令和元年会計年度（令和元年6月30日から令和2年6月29日までの間に終了する会計年度に係る決算）の医療費用（以下「令和元年医療費用」という。）に1.2を乗じて得た額を上回る医療機関であって、医療費用の増加率（令和四年医療費用/令和元年医療費用）が診療収益の増加率（令和四年医療収益/令和元年医療収益）を超えた医療機関</p> <p>①における「1.1」を「令和四年医療費用を令和元年医療費用で除して得た数」として算出した額とする。</p> <p>⑤ ①～④の適用について、令和元年診療収益が、休診等の特別な事情により例年よりも低い水準の診療収益となる場合には一定の配慮を行う。</p>	病床確保、消毒、宿泊施設確保	令和4年4月1日～ 令和4年7月31日 令和5年3月31日	福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局事業第1班 (092-643-3344)

新型コロナウイルス感染症に関する補助金一覧

補助金	趣旨	対象施設	申請先	申請期日	申請方法	補助額（上限額）	対象経費	交付対象期間	相談窓口
3 福岡県新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業費補助金	新型コロナウイルス感染症患者専用の病院又は病棟を設定する医療機関である重点医療機関への空床確保のため支援	重点医療機関	福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局事業第1班	第1回申請（4・5月分） 令和4年6月21日まで 第2回申請（6・7月分） 令和4年8月19日まで 第3回申請（8・9月分） 令和4年10月19日まで 第4回目申請 未定	郵送	<p>【1日1床あたりの上限額】</p> <p>1 病床確保 【特定機能病院等（重点医療機関）】</p> <p>ア 稼働病床 ① I C U 436,000 (305,000) 円/日 ② H C U 211,000 (148,000) 円/日 ③ 上記以外 74,000 (52,000) 円/日</p> <p>イ 休止病床 ① I C U 436,000 (305,000) 円/日 ② H C U 211,000 (148,000) 円/日 ③ 療養病床 16,000 (11,000) 円/日 ④ 上記以外 74,000 (52,000) 円/日</p> <p>※（ ）内は前3か月間の即応病床使用率が県平均の30%を越えて 下回る場 合の単価</p> <p>【一般病院（重点医療機関）】</p> <p>ア 稼働病床 ① I C U 301,000 (211,000)円/日 ② H C U 211,000 (148,000) 円/日 ③ 上記以外 71,000 (50,000) 円/日</p> <p>イ 休止病床 ① I C U 301,000 円 (211,000) /日 ② H C U 211,000 円/ (148,000) 日 ③ 療養病床 16,000 (11,000) 円/日 ④ 上記以外 71,000円 (50,000) /日</p> <p>※（ ）内は前3か月間の即応病床使用率が県平均の30%を越えて 下回る場 合の単価</p> <p>2 消毒経費 実費相当額</p> <p>3 医療従事者の宿泊施設確保等に係る経費 13,100円/泊までの実費</p> <p>【補助上限額】 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの即応病床使用率が50%を下回る医療機関について、当該医療機関に対する令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間の病床確保料の補助上限額を、以下のとおりとする</p> <p>① 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの診療収益（以下「令和四年診療収益」という。）が、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの診療収益（以下「令和元年診療収益」という。）に1.1を乗じて得た額以下の医療機関</p> <p>「令和元年診療収益に1.1を乗じて得た額から令和四年診療収益を減じて得た額（注）」から「令和4年4月1日から令和4年9月30日までの病床確保料（以下「令和四年度前半病床確保料」という。）」を減じて得た額とする。 （注）当該額が令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額を下回る場合は、令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額</p> <p>② 令和四年診療収益が、令和元年診療収益に1.1を乗じて得た額を上回り、かつ、令和元年診療収益に1.2を乗じて得た額に満たない医療機関</p> <p>「令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額（注）」から令和四年度前半病床確保料を減じて得た額 （注）「令和元年診療収益に1.2を乗じて得た額」から「令和四年診療収益」を減じて得た額が、「令和元年診療収益に0.03を乗じて得た額」に満たない場合は、当該減じて得た額とする。</p> <p>③ 令和四年診療収益が、令和元年診療収益に1.2を乗じて得た額以上の医療機関</p> <p>令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間、病床確保料は支給対象外とする。</p> <p>④ ③にかかわらず、医療機関の令和四会計年度（令和4年6月30日から令和5年6月29日までの間に終了する会計年度に係る決算）の医療費用（他の補助金等の支給対象経費であり、実際 に補助がなされた額は、当該医療費用から減ずるものとする。以下同じ。）（以下「令和四年医療費用」という。）が、令和元会計年度（令和元年6月30日から令和2年6月29日までの間に終了する会計年度に係る決算）の医療費用（以下「令和元年医療費用」という。）に1.2を乗じて得た額を上回る医療機関であって、医療費用の増加率（令和四年医療費用/令和元年医療費用）が診療収益の増加率（令和四年医療収益/令和元年医療収益）を超えた医療機関</p> <p>①における「1.1」を「令和四年医療費用を令和元年医療費用で除して得た数」として算出した額とする。</p> <p>⑤ ①～④の適用について、令和元年診療収益が、休診等の特別な事情により例年よりも低い水準の診療収益となる場合には一定の配慮を行う。</p>	病床確保、消毒、宿泊施設確保	令和4年4月1日～ 令和4年7月31日 令和5年3月31日	福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局事業第1班 (092-643-3344)

新型コロナウイルス感染症に関する補助金一覧

補助金	趣旨	対象施設	申請先	申請期日	申請方法	補助額（上限額）	対象経費	交付対象期間	相談窓口
4 福岡県新型コロナウイルス感染症疑似患者受入協力医療機関体制整備事業費補助金	新型コロナウイルス感染症疑似患者を受け入れる新型コロナウイルス感染症患者受入協力医療機関への空床確保のための支援	新型コロナウイルス感染症疑似患者受入協力医療機関	福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局事業第1班	第1回申請（4・5月分） 令和4年6月21日まで 第2回申請（6・7月分） 令和4年8月19日まで 第3回申請（8・9月分） 令和4年10月19日まで	郵送	1 病床確保 ア 稼働病床 ①ICU 301,000（211,000）円/日 ②HCU 211,000（148,000）円/日 ③上記以外 52,000（36,000）円/日 ※（ ）内は前3か月間の即応病床使用率が県平均の30%を越えて下回る場合の単価 イ 休止病床 ①ICU 436,000（305,000）円/日 ②HCU 211,000（148,000）円/日 ③療養病床 16,000（11,000）円/日 ④上記以外 52,000（36,000）円/日 ※（ ）内は前3か月間の即応病床使用率が県平均の30%を越えて下回る場合の単価 2 消毒経費 実費相当額 3 医療従事者の宿泊施設確保等に係る経費 13,100円/泊までの実費	病床確保、消毒、宿泊施設確保	令和4年4月1日～ 令和4年7月31日 令和4年9月30日	福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局事業第1班 (092-643-3344)
5 福岡県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備費補助金	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関において、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするために必要な設備の整備を支援	県からの協力依頼に基づき新型コロナウイルス感染症患者の受入病床を確保している医療機関、又は重点医療機関もしくは疑似患者受入協力医療機関として指定されている医療機関	福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局事業第2班	令和4年7月15日まで 令和4年11月21日まで	郵送	1 初度設備費 1床あたり 133,000円 2 人工呼吸器及び付帯する備品 1台あたり 5,000,000円 3 個人防護具 1人あたり 3,600円 4 簡易陰圧装置 1床あたり 4,320,000円 5 簡易ベッド 1台あたり 51,400円 6 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 1台あたり 21,000,000円 7 簡易病室及び付帯する備品 実費相当額	初度設備費、人工呼吸器及び付帯する備品、個人防護具、簡易陰圧装置、簡易ベッド、体外式膜型人工肺及び付帯する備品、簡易病室及び付帯する備品	令和4年4月1日～ 令和4年9月30日 令和5年3月31日	福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局事業第2班 (092-643-3344)
6 福岡県新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業費補助金	重点医療機関等において、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備の整備を支援	「重点医療機関」及び「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関」として県知事が指定する医療機関	福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局事業第2班	令和4年7月15日まで 令和4年11月21日まで	郵送	1 超音波画像診断装置 1台当たり 11,000,000円 2 血液浄化装置 1台当たり 6,600,000円 3 気管支鏡 1台当たり 5,500,000円 4 CT撮影装置等 (画像診断支援プログラムを含む) 1台当たり 66,000,000円 5 生体情報モニタ 1台当たり 1,100,000円 6 分娩監視装置 1台当たり 2,200,000円 7 新生児モニタ 1台当たり 1,100,000円	超音波画像診断装置、血液浄化装置、気管支鏡、CT撮影装置等、生体情報モニタ、分娩監視装置、新生児モニタ	令和4年4月1日～ 令和4年9月30日 令和5年3月31日	福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局事業第2班 (092-643-3344)

新型コロナウイルス感染症に関する補助金一覧

③【新型コロナウイルス感染症を疑う患者の救急・周産期・小児受入れ医療機関】

補助金	趣旨	対象施設	申請先	申請期日	申請方法	補助額（上限額）	対象経費	交付対象期間	相談窓口
福岡県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業費補助金	発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療機関における院内感染防止対策を支援	新型コロナウイルス感染症疑い患者の診療を行う病院として県に登録された、救命救急センター、二次救急医療機関、総合・周産期母子医療センター、小児中核病院等	福岡県医療指導課	令和4年6月3日まで 令和4年10月31日まで (期日以降は、個別相談のうえ対応)	郵送	1 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な備用品(消耗品)及び備品購入費 1床当たり133,000円 2 個人防護具 1人当たり3,600円 3 簡易陰圧装置 1床当たり4,320,000円 4 簡易ベッド 1台当たり51,400円 5 簡易診察室及び付帯する備品 実費相当額 6 HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限り） 1施設当たり905,000円 7 HEPAフィルター付きパーテーション 1台当たり205,000円 8 消毒経費 実費相当額 9 救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品 1施設当たり300,000円 10 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器 1台当たり1,500,000円	簡易陰圧装置、個人防護具等	令和4年4月1日～ 令和4年9月30日 令和5年3月31日	医療指導課地域医療係 (092-643-3273)

④【帰国者・接触者外来、診療・検査医療機関】

補助金	趣旨	対象施設	申請先	申請期日	申請方法	補助額（上限額）	対象経費	交付対象期間	相談窓口
福岡県帰国者・接触者外来等設備整備事業費補助金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する帰国者・接触者外来等の設置に要する費用を支援	帰国者・接触者外来設置医療機関、診療・検査医療機関	福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局事業第2班	令和4年7月15日まで 令和4年11月21日まで	郵送	1 HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限り） 1施設あたり 905,000円（1台まで） 2 HEPAフィルター付きパーテーション 1台あたり 205,000円 3 個人防護具 1人あたり 3,600円 4 簡易ベッド 1台あたり 51,400円 5 簡易診察室及び付帯する備品 実費相当額	HEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーテーション、個人防護具、簡易ベッド、簡易診察室及び付帯する備品	令和4年4月1日～ 令和4年9月30日 令和5年3月31日	福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局事業第2班 (092-643-3344)

⑤【新型コロナウイルス感染症検査機関】

補助金	趣旨	対象施設	申請先	申請期日	申請方法	補助額（上限額）	対象経費	交付対象期間	相談窓口
福岡県感染症検査機関等設備整備事業費補助金	医療機関等における検査機器の導入を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備する	県又は保健所設置市から依頼があった場合に、休日等問わず、迅速かつ確実に検査が実施されるための体制が確保されている医療機関（大学を含む）又は民間検査機関	福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局事業第2班	令和4年7月15日まで 令和4年11月21日まで	郵送	1 次世代シークエンサー 実費相当額 2 リアルタイムPCR装置（全自動PCR検査装置を含む） 実費相当額 3 等温遺伝子増幅装置 実費相当額 4 全自動化学発光酵素免疫測定装置 実費相当額	次世代シークエンサー、リアルタイムPCR装置、等温遺伝子増幅装置、全自動化学発光酵素免疫測定装置	令和4年4月1日～ 令和4年9月30日 令和5年3月31日	福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局事業第2班 (092-643-3344)

⑥【外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関】

補助金	趣旨	対象施設	申請先	申請期日	申請方法	補助額（上限額）	対象経費	交付対象期間	相談窓口
福岡県医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業費補助金	新型コロナウイルス感染症疑いのある患者がそれ以外の疾患の患者と接触しないように設けられた動線に確実に誘導するとともに、院内感染防止上必要な情報を提供するため、多言語の看板や電光掲示板等を医療機関内に整備することを支援	新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関であって、かつ、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」（選出予定を含む。）である医療機関	福岡県医療指導課	令和4年7月6日まで 令和4年11月30日まで (期日以降は、個別相談のうえ対応)	郵送	1 施設あたり1,083,000円	多言語の看板や電光掲示板等、備品等	令和4年4月1日～ 令和4年9月30日 令和5年3月31日	医療指導課医療計画係 (092-643-3328)
福岡県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業費補助金	院内等での感染拡大を防止しながら、外国人患者の受入れに必要となる多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備するために必要な経費を支援	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であって、かつ、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（選出予定を含む。）」である医療機関	福岡県医療指導課	令和4年7月6日まで 令和4年11月30日まで (期日以降は、個別相談のうえ対応)	郵送	1 施設あたり10,000,000円	外国人患者の受入れに必要となる、外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制の整備、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用	令和4年4月1日～ 令和4年9月30日 令和5年3月31日	医療指導課医療計画係 (092-643-3328)